

○東大阪市防災会議条例

昭和42年3月30日東大阪市条例第96号

改正

平成12年3月31日条例第5号  
平成17年10月28日条例第83号  
平成24年6月29日条例第24号  
平成24年12月28日条例第63号  
令和3年6月30日条例第24号

東大阪市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、東大阪市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東大阪市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号のほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 本市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
  - (2) 本市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官
  - (3) 大阪府警察の警察官
  - (4) 大阪府の職員(前号に掲げる者を除く。)
  - (5) 副市長
  - (6) 消防局長
  - (7) 教育長
  - (8) 本市の職員(前3号に掲げる者を除く。)
  - (9) 本市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者
- 6 委員の定数は、60人以内とする。
- 7 第5項第5号から第8号までに掲げる者を除き、委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は本市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第5号抄)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月28日条例第83号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成19年1月31日までの間に改正後の東大阪市防災会議条例第3条第5項第6号の者うちから委嘱される委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成24年6月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年6月30日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。